

教育ローンの借りに対して 村から助成金が出ます

《助成金の内容》

- ① 借り入れた金額に対する年間利子の4%以内
- ② 金融機関が指定する保証会社に支払う保証料の全額

《対 象 者》

- ① 南箕輪村に住所を有している方
- ② 平成20年1月1日以降に教育資金の融資を証書貸付型で借り入れた方または証書貸付型に切り替えた方

※ 教育ローンの種類は証書貸付型と当座貸越型（極度型）の2種類あります。
証書貸付型で融資を受けられた方が対象です。ご注意ください。

- ② 融資申込人の年間所得が500万円以下の方
- ③ 村税その他義務的納金を滞納していない方

《助 成 期 間》

- ① 利子に対する助成は、利子の支払いを始めてから8年間
- ② 保証料については、金融機関の貸付条件により融資実行時に一括で支払う金融機関と融資期間中の毎月の返済額の中に保証料が含まれている金融機関があります。

融資実行時に一括で支払った場合は、支払った金額を村から1回で助成します。融資期間中の毎月の返済額の中に保証料が含まれている場合には、保証料として支払った金額を返済が終了するまで助成します。

《助成金の申請》

年2回教育委員会に申請してください。

（4月から9月分を9月に、10月から3月分を3月に申請）

《申請時の添付書類》

- ① 借用証書の写し
- ② 金融機関が発行する融資返済予定表の写し
- ③ 金融機関が発行する融資残高証明書
- ④ 利率及び保証料率（額）のわかる書面
- ⑤ 所得証明書
- ⑥ その他状況により願う書類



《注意していただきたいこと》

金融機関の教育ローンには、証書貸付型と当座貸越型（極度型）の2種類あります。証書貸付型を借りた方または証書貸付型に切り替えた方が対象です。ご注意ください。

問合せ先 南箕輪村教育委員会 学校教育係
電話 0265-98-5110